

さいたま市監査委員告示第46号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり告示する。

令和7年9月8日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	阪	本	克	己
同	金	井	康	博

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

財政局

財政部

財政課、資産経営課、庁舎管理課

契約管理部

契約課、調達課、工事検査課

税務部

税制課、市民税課、固定資産税課、収納対策課

北部市税事務所

個人課税課（市税の窓口を含む）、法人課税課、資産課税課、納税調査課、納税課

南部市税事務所

個人課税課（市税の窓口を含む）、資産課税課、納税調査課、納税課

(2) 対象事務

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 債務負担行為は、予算に定められた限度内でなされているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。

エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

オ 補助金の支出では、事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書どおりの履行はなされているか。

ウ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。

イ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和7年4月22日（火）から令和7年8月25日（月）まで

6 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 収入事務

- (ア) さいたま市財産規則第33条及び普通財産貸付料算定基準並びに普通財産貸付料算定基準の運用によれば、普通財産の貸付料は、年額によるものとし、公募及び競争入札の方法による場合を除き、当該普通財産の適正な価格等を考慮して算定するとされている。しかし、公有財産の貸付契約（テント設置及び排水管敷設）に係る財産貸付収入において、適用すべき固定資産税評価額を誤認したことにより、貸付料の算定に誤りが生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【資産経営課】

- (イ) 地方自治法施行令第142条第1項第2号によれば、随時の収入で納入通知書を発するものの歳入の会計年度所属区分は、当該通知書を発した日の属する年度とされている。しかし、行政財産の目的外使用許可（自治労連さいたま市職員組合事務所等）に係る行政財産使用料において、事務処理の遅延により、納入通知書を発した日が令和7年度であることから令和7年度の歳入とすべきところ、令和6年度の日付に遡及して調定伺書を起票し決裁を経て令和6年度の歳入としていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

- (ウ) さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条によれば、使用の許可を受けた者は、使用前にその使用料を納付しなければならないとされている。しかし、行政財産の目的外使用許可（自治労連さいたま市職員組合事務所等）に係る行政財産使用料において、納入通知書の送付が使用開始後となったことにより、使用の許可を受けた者が使用前に納付することができなかったもので、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

- (エ) 地方自治法施行令第142条第1項第2号によれば、随時の収入で納入通知書を発するものの歳入の会計年度所属区分は、当該通知書を発した日の属する年度とされている。しかし、公有財産の貸付契約（キッチンカー運営販売敷地等）に係る財産貸付収入及び施設光熱水費等負担金において、納入通知書を発した日が令和7年度であることから令和7年度の歳入とすべきところ、令和6年度の歳入とすべきものと誤認し令和6年度の日付に遡及して調定伺書を起票し決裁を経て令和6年度の歳入としていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

- (オ) 公募による普通財産の貸付要綱第9条によれば、最低貸付価格は、さいたま市財産規則第33条及び普通財産貸付料算定基準により算出された貸付料とするとされ、同規則第29条によれば、行政財産を貸し付ける場合に準用することとされている。しかし、公有財産の貸付契約（本庁舎本館地下1階売店）に係る財産貸付収入において、行政財産の貸付契約であるにもかかわらず、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき算出したことにより、最低貸付料に誤りが生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

- (カ) さいたま市会計規則第27条第1項によれば、出納員等及び現金取扱員等は、その取り扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。しかし、収納金（税務手数料）において、誤って実際の収納金額よりも過少に指定金融機関等へ払い込んだために生じた差額が不明金として保管され、その不明金が収納金であると特定するまでに時間を要したことにより、指定金融機関等への払い込みがおよそ1か月間遅れていたもので、適正な事務処理を行うべきである。

【北部市税事務所 個人課税課】

イ 支出事務

会計年度任用職員の職員手当等において、期末手当及び勤勉手当の算定の際に必要なとなる週当たりの勤務時間数を誤ったことにより支給額に誤りが生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【収納対策課】